

志摩市阿児町国府地区における建築物等景観実態調査

Investigation of A Building in Shima City Ago Ward Kou District

浅野聡¹⁾ ASANO Satoshi 広畑大輝¹⁾ HIROHATA Daiki 森山貴行¹⁾ MORIYAMA Takayuki 五十子修²⁾ INAGO Osamu 西田宗弘²⁾ NISHIDA Munehiro 東原達也³⁾ HIGASHIHARA Tatsuya
 東山民昭⁴⁾ HIGASHIYAMA Tamiaki 松村一⁴⁾ MATSUMURA Hazimu 澤村博也⁴⁾ SAWAMURA Hiroya 喜田竜徳⁴⁾ KIDA Tatsunori 里中亮太⁴⁾ SATONAKA Ryota

1. はじめに

三重県志摩市阿児町国府地区は、歴史的な建築物や楨垣、隠居慣行といった生活文化とそれに伴う屋敷構え等といった歴史文化遺産が現在も良く継承されており、現在、志摩市はこれらの歴史文化遺産を活かした総合的な景観まちづくりに向けて、志摩市景観計画を策定中である。

本調査は、都市計画法に基づく志摩市都市計画マスタープランの地区構想及び、景観法に基づく志摩市景観計画策定の基礎資料とする為に、志摩市における重要な町並みの一つである国府地区を対象として、建築物の種類・用途・構造・階数・形態意匠・外構(楨垣等)・屋敷構え、景観重要建造物(候補)、隠居慣行等の現状を把握し、町並みの特徴を明らかにするとともに、志摩市景観計画における重点地区(案)を提案することを目的とする。

2. 調査の内容と用語の定義

2-1 調査の内容

(1) 建築物の調査

建築物の調査は、現地調査により、国府地区における全ての建築物について、現在の建築物の件数や種別、用途、構造、階数、形態意匠等を目視で確認して記録する。

(2) 景観重要建造物(候補)の調査

景観重要建造物(候補)の調査は、現地調査により、建築物の外観から国府地区における景観上重要であると考えられる建築物について、建築種別や建築年代、建築物の評価を目視で確認して記録するとともに、特徴的な意匠等についても適宜記録する。

(3) 外構の調査

外構の調査は、現地調査により、国府地区における外構について、楨垣の残存状況及び分布、石垣、竹、コンクリートブロック等の分布を目視で確認して記録する。

(4) 屋敷構えの調査

屋敷構えの調査は、現地調査の結果及びベースマップを用いて、国府地区の特徴である伝統的な屋敷構えの現状を記録して分類を行う。

(5) その他の調査

その他にも有料駐車場や屋外広告物、工作物(電柱等)、どんぼり、その他の景観資源について、それらの分布や現状を目視で確認して記録する。

2-2 用語の定義

(1) 建築種別

建築種別とその定義については、本調査の調査項目に基づいて判断することを踏まえ、主に景観(外観)上の特徴に絞り込んだものとする。内部空間も含んだより専門的な定義や類型は、本調査の範囲外とする。(表1)

表1 建築種別と定義及び景観上の特徴

種別	機能	定義及び景観上の特徴	写真
農家型建築物	本屋	「本屋」とは、家長が居住する敷地の中心となる建築物(住居)のことである。 ・楨垣で四方を囲まれ、敷地の中央～北寄りに建つものが多い。 ・「隠居慣行」に因んだ国府地区における呼称。 ・南側に書斎を向けた妻入り形式は「コマ入り」と呼ばれ、切妻部分を「中二階」とし、下屋を寄せる。 ・「隠居間」・「納戸間」と呼ばれる下見板張りの外壁や、「出間」と呼ばれる切妻上部の張り出し間が特徴的である。 ・「本瓦葺」のものもあり、建築年代の古さを得られる。 ・平入り形式のものも古い。近代の建築物が多く、総じて上部を切妻とし、小間裏部を平入り、下屋を2～4方向に寄せる形式が特徴的で、「くすや」と呼ばれる草葺民家からの系譜を得られる。	
	隠居屋 (中隠居屋・大隠居屋)	「隠居屋」とは、隠居した親親が居住する住居のことである。 ・本屋より規模は小さく、本屋の西～南西寄りに建つものが多い。 ・「隠居慣行」に因んだ国府地区における呼称。 ・南北方向に棟を持ち、切妻部分に「中二階」、前面に下屋庇を持った平入り形式のものも多く見受けられる。 ・居住する世代や、配置、建築物の大きさにより「中隠居屋」、「大隠居屋」などと呼ばれる。 ・後面に建つ小さなものは東西方向に棟を持つものも存在する。	
	納屋 (納屋・倉庫)	「納屋」とは、農具の保管や農作業を行う倉庫のことである。 ・本屋の東～南東寄りに建つものが多い。 ・「納屋」は、農具の保管や農作業を行う倉庫のことである。 ・「納屋」は、農具の保管や農作業を行う倉庫のことである。 ・「納屋」は、農具の保管や農作業を行う倉庫のことである。 ・「納屋」は、農具の保管や農作業を行う倉庫のことである。	
	蔵	「蔵」とは、家財等といったものを保管しておく倉庫のことである。 ・本屋の西～北西寄りに建つものが多い。 ・「蔵」とは、家財等といったものを保管しておく倉庫のことである。 ・「蔵」とは、家財等といったものを保管しておく倉庫のことである。 ・「蔵」とは、家財等といったものを保管しておく倉庫のことである。	
	風呂	「風呂」とは、敷地内に独立して建つ風呂のことである。 ・本屋の東寄りに建つものが多い。 ・「風呂」とは、敷地内に独立して建つ風呂のことである。 ・「風呂」とは、敷地内に独立して建つ風呂のことである。	
社寺型建築物	「社寺型建築物」とは、神社あるいは寺院のことである。 ・民家ではないため、本調査では特に細類型はしないこととする。 ・「社寺型建築物」とは、神社あるいは寺院のことである。 ・「社寺型建築物」とは、神社あるいは寺院のことである。		
その他	「その他」とは、農家型建築物や社寺型建築物以外の建築物(店舗や工場倉庫等)のことである。 ・「その他」とは、農家型建築物や社寺型建築物以外の建築物(店舗や工場倉庫等)のことである。 ・「その他」とは、農家型建築物や社寺型建築物以外の建築物(店舗や工場倉庫等)のことである。		

(2) 建築年代

建築年代については、江戸期、明治・大正期、昭和前期、昭和前後期、昭和後期、不明に分類する。(表2)

表2 景観重要建造物(候補)における建築年代

建築年代	定義
江戸期	・文献や現地でのヒアリング等により、建築年代が江戸期以前であることが明らかでないもの。
明治・大正期	・文献や現地でのヒアリング等により、建築年代が明治・大正期以前であることが明らかでないもの。(江戸期及びそれ以前であるものも含む可能性がある。)
昭和前期	・伊勢湾台風による災害復興より前に建築されたもので伝統的形態意匠を継承しているもの。(明治・大正期及びそれ以前であるものも含む可能性がある。)
昭和後期	・伊勢湾台風による災害復興より後に建築されたもので伝統的形態意匠を継承しているもの。(昭和前期及びそれ以前であるものも含む可能性がある。)
昭和前後期	・昭和前期あるいは昭和後期の判別が困難であるが伝統的形態意匠を継承しているもの。(昭和前期及びそれ以前であるものも含む可能性がある。)

(3) 建築物の評価

建築物の評価については、建築年代や伝統的形態意匠(後述)の継承度合により、タイプⅠからタイプⅢの3タイプに分類する。また、タイプⅠからタイプⅢについて、建築年代により更に詳細に分類を行い、昭和前期以前のものをタイプⅠ'、タイプⅡ'、タイプⅢ'とする。(表3)

1) 三重大学大学院工学研究科 Graduate School, Faculty of Eng., Mie Univ.
 2) 株式会社都市環境研究所三重事務所 Urban Design Institute Co., Ltd.
 3) 東原建築工房一級建築士事務所 Higashihara Architect-Builders yard
 4) 志摩市建設部都市計画課 Shima City Office

表3 景観重要建造物(候補)における建築物の評価

建築物の評価	定義	写真
タイプI	・建築年代は昭和前期及びそれ以前であり、修景なしでも伝統的形態意匠の継承が可能であると考えられるもの。	
タイプI'	・建築年代は昭和後期または昭和前期であり、修景なしでも伝統的形態意匠の継承が可能であると考えられるもの。	
タイプII	・建築年代は昭和前期及びそれ以前であり、外壁等の改修や損傷は見受けられるが、軽微な修景により伝統的形態意匠の継承が可能であると考えられるもの。	
タイプII'	・建築年代は昭和後期または昭和前期であり、外壁等の改修や損傷は見受けられるが、軽微な修景により伝統的形態意匠の継承が可能であると考えられるもの。	
タイプIII	・建築年代は昭和前期及びそれ以前であり、後の改修や増改築が大きく、伝統的形態意匠の継承に大規模な修景(改修)が必要であると考えられるもの。	
タイプIII'	・建築年代は昭和後期または昭和前期であり、後の改修や増改築が大きく、伝統的形態意匠の継承に大規模な修景(改修)が必要であると考えられるもの。	

(4) 伝統的形態意匠

国府地区における伝統的形態意匠について以下に示す。(表4)

表4 国府地区における伝統的形態意匠

伝統的形態意匠	該当する建築種別	写真		
			本屋	隠居屋
コマ入り	○			
中二階	○ ○ ○			
出開い	○ ○ ○ ○			
鏝開い	○ ○ ○ ○ ○			
本瓦	○ ○ ○ ○ ○			
あんだ袖	○ ○ ○ ○ ○			
置き屋根	○			
せいがい(造り)	○			

(5) 槇垣

国府地区における槇垣について以下に示す。(表5)

表5 国府地区における槇垣

	外構	写真
槇垣大	・高さが3m程度以上の大きな槇垣。 ・概ね1階の軒の高さを超える。	
槇垣中	・高さが2m程度以上で3m程度未満の槇垣。 ・概ね1階の軒の高さである。	
槇垣小	・高さ2m程度以下(1.5m程度)の低い槇垣。 ・概ね1階の軒の高さよりも低い。	

(6) 伝統的な屋敷構えにおける建築物の基本配置¹⁾

伝統的な屋敷構えにおける建築物の基本配置と各方位からの敷地へのアプローチについて以下に示す。(表6)

表6 伝統的な屋敷構えにおける建築物の基本配置

屋敷構え	概略図
基本配置	<p>・景観重要建造物(候補)の調査における建築年代で定義した昭和前期以前の屋敷構えを国府地区における伝統的な屋敷構えとする。 ・「本屋」は敷地に対して中央北寄りであり、「隠居屋」は敷地に対して西～南西寄り、「納屋・倉庫」は敷地に対して東～南東寄り、「蔵」は敷地に対して西～北西寄り、「風呂」は敷地に対して東寄りである。</p>
各方位からの敷地へのアプローチ	<p>・建築物の配置は全て基本配置であるが、敷地の面する道路の向きによって敷地入口の方向が変わる。</p>

(7) 屋敷構えの分類

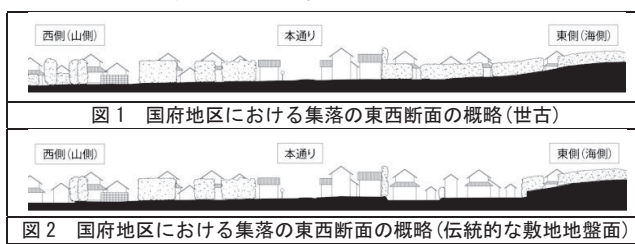
屋敷構えの分類について以下に示す。(表7)

表7 屋敷構えの分類

屋敷構えのタイプ	概略図	継承度
タイプA	<p>・用途が主に住居系で、敷地に対して本屋が基本配置であり、隠居屋・納屋・倉庫・蔵・風呂のうち、4棟全てが基本配置であるもの。また、増築等により隠居屋や納屋・倉庫等が複数棟存在し、建築物が6棟以上のものも含む。 ・タイプAについては、伝統的な屋敷構えの継承度が極めて高いと考えられる。</p>	○○○
タイプB	<p>・用途が主に住居系で、敷地に対して本屋が基本配置であり、隠居屋・納屋・倉庫・蔵・風呂のうち、3棟が基本配置であるもの。また、増築等により隠居屋や納屋・倉庫等が複数棟存在し、建築物が5棟以上のものも含む。 ・タイプBについては、一部基本配置と異なるものも含まれるが、伝統的な屋敷構えの継承度は高いと考えられる。</p>	○○
タイプC	<p>・用途が主に住居系で、敷地に対して本屋が基本配置であり、隠居屋・納屋・倉庫・蔵・風呂のうち、2棟が基本配置であるもの。また、増築等により隠居屋や納屋・倉庫等が複数棟存在し、建築物が4棟以上のものも含む。 ・タイプCについては、敷地の面積(広さ)や開口の幅等により、伝統的な屋敷構えの継承度が高いものだけでなく、低いものも含まれる可能性があるが、伝統的な屋敷構えの継承度は概ね高いと考えられる。</p>	○
タイプD	<p>・用途が主に住居系で、敷地に対して本屋が基本配置であり、隠居屋・納屋・倉庫・蔵・風呂のうち、1棟が基本配置であるもの。また、増築等により隠居屋や納屋・倉庫等が複数棟存在し、建築物が3棟以上のものも含む。 ・タイプDについては、敷地の面積(広さ)や開口の幅等により、伝統的な屋敷構えの継承度が高いものも含まれる可能性があるが、基本配置に合致する建築物が本屋以外に1棟しか存在しないため、伝統的な屋敷構えの継承度は低いと考えられる。</p>	△
タイプE	<p>・用途が主に住居系で、敷地に対して本屋が基本配置であり、隠居屋・納屋・倉庫・蔵・風呂が存在しないか、存在するが全て基本配置でないもの。また、本屋が基本配置でないものも含む。 ・タイプEについては、伝統的な屋敷構えの継承度が極めて低いと考えられる。</p>	×
タイプF	<p>・用途が住居系以外(農業倉庫や工場倉庫等)であり、屋敷構えの調査において評価の対象外とするもの。</p>	-

(8) 敷地地盤面^{1) 2)}

国府地区における伝統的な敷地地盤面の概略として集落の東西断面を図1、図2に示す。



3. 調査結果と国府地区における町並みの特徴

3-1 調査結果

(1) 調査対象建築物の件数

対象地区における対象建築物は 1,261 件となった。地区別では、1 番組 133 件、2 番組 161 件、3 番組 152 件、4 番組 132 件、5 番組 147 件、6 番組 230 件、7 番組 152 件、8 番組 154 件となった。(表 8)

表 8 調査対象建築物の件数

地区名	小計[件]	合計[件]
1 番組	133	1,261
2 番組	161	
3 番組	152	
4 番組	132	
5 番組	147	
6 番組	230	
7 番組	152	
8 番組	154	

(2) 国府地区における建築物及び景観要素の特徴

調査結果として、国府地区における建築物及び景観要素の特徴、建築物の主要な要素の特徴、景観重要建造物(候補)の件数、景観重要建造物(候補)の評価、横垣の残存状況、屋敷構えの類型を示す。(表 9)(表 10)(表 11)(図 3)(図 4)(図 5)

表 9 建築物及び景観要素の特徴

全体		特徴
建築物	本屋	黒・灰色系の和瓦で平入りの切妻屋根や、白・灰色系の外壁である木造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は80件である。
	中隠居屋 大隠居屋	黒・灰色系の和瓦で平入りの切妻屋根や、白・灰色系の外壁である木造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は71件である。
	納屋・倉庫	黒・灰色系の平入りの切妻屋根や、白・灰色系の外壁である木造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は65件である。
	蔵	黒・灰色系の和瓦の切妻屋根や、黒・灰色系の和瓦の軒庇、黒・茶系の木材の外壁である木造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は93件である。
	風呂・トイレ	黒・灰色系の屋根や、白・灰色系のモルタルの外壁である鉄筋コンクリート造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は3件である。
	その他(車庫等)	黒・灰色系の切妻屋根や、白・灰色系の外壁である木造1・2階建の建築物が多い。また、景観重要建造物(候補)は5件である。
景観重要建造物(候補)	件数	景観重要建造物(候補)の件数は317件(25.1%)である。
	評価	景観重要建造物(候補)の評価はタイプⅠの建築物が多い。
横垣		横垣の残存状況は横垣あり(中)の割合が高い。
屋敷構え		屋敷構えの類型ではタイプEが多い。

表 10 建築物の主要な要素の特徴

全体	本屋	中隠居屋 大隠居屋	納屋・倉庫	蔵	風呂・トイレ	その他
判断基準	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
構造	木造	木造	木造	木造	RC造	木造
階数	1・2階建	1・2階建	1・2階建	1・2階建	1・2階建	1・2階建
屋根	向き	平入り	平入り	平入り	-	その他
	形式	切妻	切妻	切妻	切妻	切妻
	色彩	黒・灰色系	黒・灰色系	黒・灰色系	黒・灰色系	黒・灰色系
軒庇	素材	和瓦	和瓦	-	和瓦	その他
	有無	あり	あり	あり	あり	なし
	色彩	黒・灰色系	-	黒・灰色系	黒・灰色系	その他
開口部 (1階)	素材	-	-	-	和瓦	ビニール
	有無	あり	あり	あり	あり	あり
	形式	その他	その他	その他	その他	その他
開口部 (2階以上)	色彩	黒・茶系	黒・茶系	-	白・銀系	-
	素材	金属製	金属製	金属製	木製	金属製
	有無	あり	なし	なし	あり	なし
外壁	形式	その他	その他	その他	-	その他
	色彩	黒・茶系	黒・茶系	黒・茶系	-	黒・茶系
	素材	金属製	金属製	木製	金属製	-
樋	色彩	白・灰色系	白・灰色系	白・灰色系	黒・茶系	白・灰色系
	素材	-	-	-	木材	モルタル
	有無	あり	あり	あり	あり	なし
形式	その他	その他	その他	その他	その他	その他
	色彩	黒・茶系	黒・茶系	黒・茶系	黒・茶系	黒・茶系
	素材	塩ビ製	塩ビ製	塩ビ製	塩ビ製	塩ビ製

表 11 景観重要建造物(候補)の件数

地区名	調査対象 建築物	景観重要建造物(候補)	
		建物種別	合計
全体	1,261件	本屋	80
		隠居屋	71
		納屋	65
		蔵	93
		風呂	3
		その他	4
		社寺型建築物	1
		その他	0
		317件	25.1% (=317/1,261)

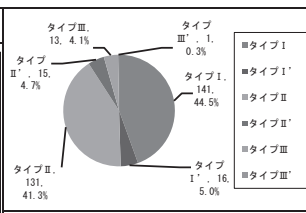


図 3 景観重要建造物(候補)の評価

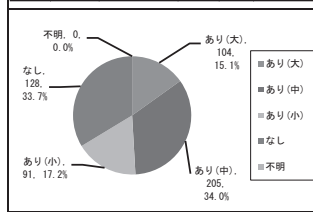


図 4 横垣の残存状況

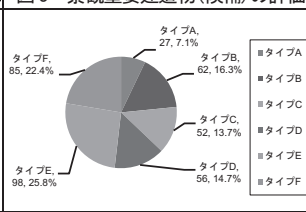


図 5 屋敷構えの類型

3-2 国府地区の町並みの特徴

以上のことから国府地区では、景観重要建造物(候補)の件数や横垣の残存状況を見ても、これら主要な景観要素は多々残っており、また、国府地区の隠居慣行に伴う屋敷構えについても良く継承されていることがわかる。

しかし、図 6 からわかるように、それらの景観要素は、戦前からの集落(以下、「旧集落」とする)である 3 番組、4 番組、5 番組、7 番組、8 番組に主に集中して分布しており、戦後、分家の増加により宅地開発された 1 番組、2 番組には少ない。6 番組は旧集落と新集落が混在した地区であり、旧集落である 6 番組(北)には主要な景観要素が多く分布しているのに対し、新集落である 6 番組(南)には、1 番組、2 番組と同様少ないことがわかる。

また、主要な景観要素がどの組に多く残っているのかを把握するために、全 8 組中の順位、優位性の高い傾向にある要素(50%以上、平均値以上)をまとめた表 12 を示す。この結果から優位性の高い傾向にある要素等を判断すると、7 番組は全 8 組中一番多く、3 番組、4 番組、5 番組、6 番組(北)、8 番組については次いで多い。それに対し、1 番組、2 番組、6 番組(南)は、大変に少ない。

これより国府地区は、主要な景観要素が、①大変に多い組(7 番組)、②多い組(3 番組、4 番組、5 番組、6 番組(北)、8 番組)、③大変に少ない組(1 番組、2 番組、6 番組(南))の 3 つに分けることができる。

表 12 建築物の主要な要素の特徴

		地区名								
		1 番組	2 番組	3 番組	4 番組	5 番組	6 番組 (北)	6 番組 (南)	7 番組	8 番組
順位	景観重要建造物(候補)の件数	8	7	6	3	4	5	9	-	-
	横垣の残存状況(横垣あり)	8	5	6	4	-	-	9	3	7
	屋敷構えの分類(タイプC以上)	8	7	6	5	3	4	9	-	-
優位性の高い傾向にある要素	景観重要建造物(候補)の件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	横垣の残存状況(横垣あり)	-	II	III	II	-	-	-	I	IV
	屋敷構えの分類(タイプC以上)	-	-	-	-	IV	-	-	II	IV
平均値以上	景観重要建造物(候補)の件数	-	-	III	II	III	III	-	II	III
	横垣の残存状況(横垣あり)	-	III	III	III	II	II	-	II	-
	屋敷構えの分類(タイプC以上)	-	-	III	III	II	II	-	I	II
凡例		I 80%以上		II 平均値+20%以上		III 平均値+10%以上		IV 平均値以上		- 主要な景観要素が非常に多い組
3, 4		全8組中3番組、4番組に多い		II		70%以上		III		主要な景観要素が多い組
5, 6		全8組中5番組、6番組に多い		III		60%以上		IV		主要な景観要素が非常に少ない組
7, 8, 9		全8組中7番組、8番組、9番組に多い		IV		50%以上		-		-

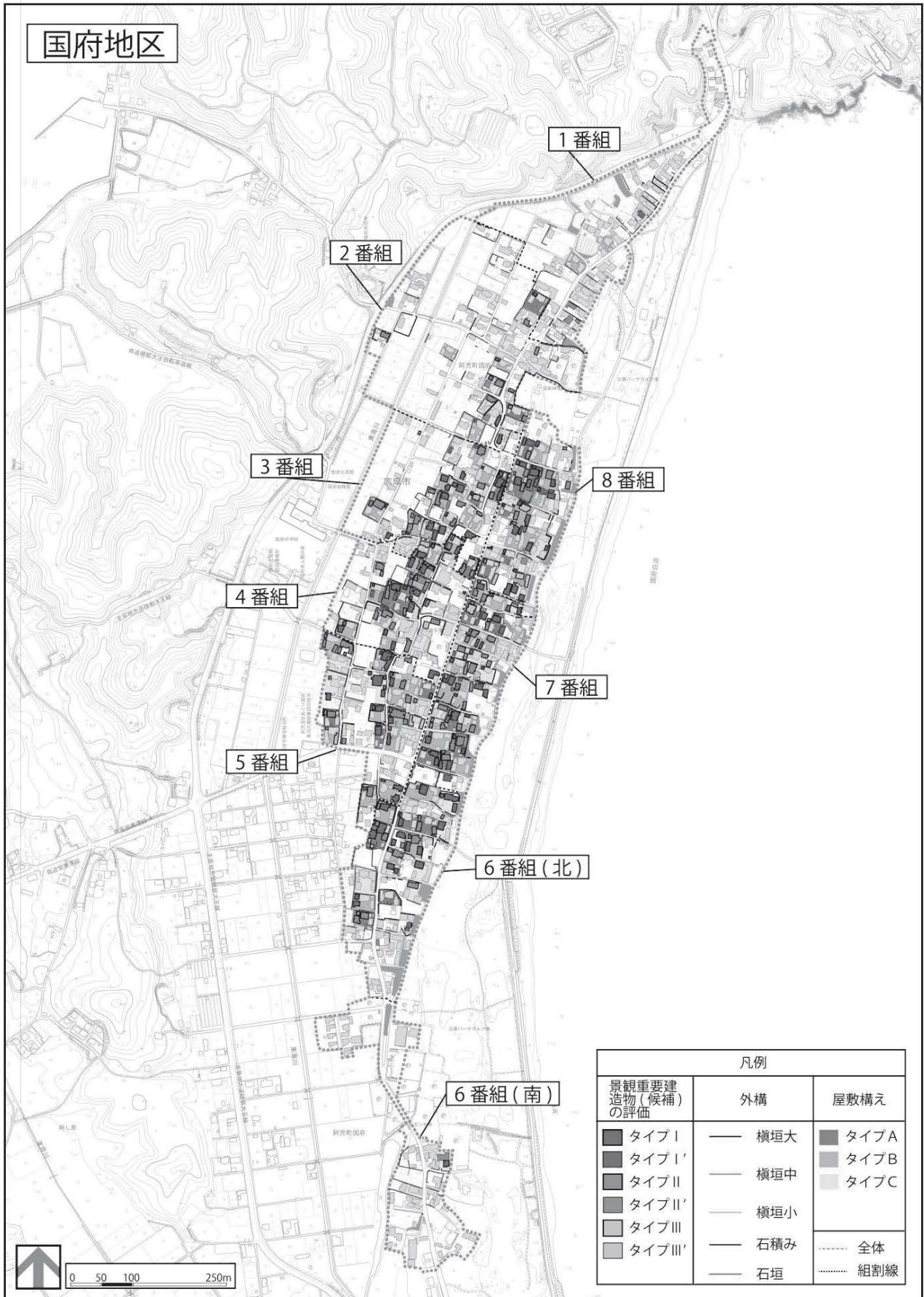


図6 国府地区全体における主要な景観要素の分布

4. 志摩市景観計画における重点地区(案)の提案

4-1 提案の枠組み

国府地区における重点地区(案)の提案の手順を示す。(図7)

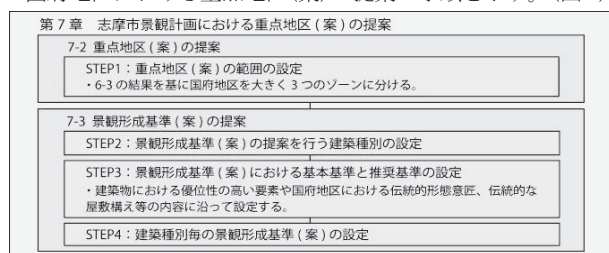


図7 重点地区(案)及び景観形成基準(案)の提案の手順

4-2 重点地区(案)の提案

国府地区における重点地区(案)の範囲を設定する。まず、主要な景観要素が大変に多い組(7番組)及び多い組(3番組、4番組、5番組、6番組(北)、8番組)をゾーンⅠ：集落景観保全地区(旧集落地区)とする。この時、7番組については主要な景観要素が大変に多い組であるが、3番組、4番組、5番組、6番組(北)、8番組についても主要な景観要素は十分に多く、また集落としてのまとまりや繋がりを考慮し、一つのゾーンとしてまとめることとする。次に、残りの組(1番組、2番組、6番組(南))をゾーンⅡ：集落景観形成地区(新集落地区)とする。更に、ゾーンⅠ：集落景観保全地区(旧集落地区)とゾーンⅡ：集落景観形成地区(新集落地区)の周辺の農地や砂浜をゾーンⅢ：農地・砂浜景観地区とする。(図8)

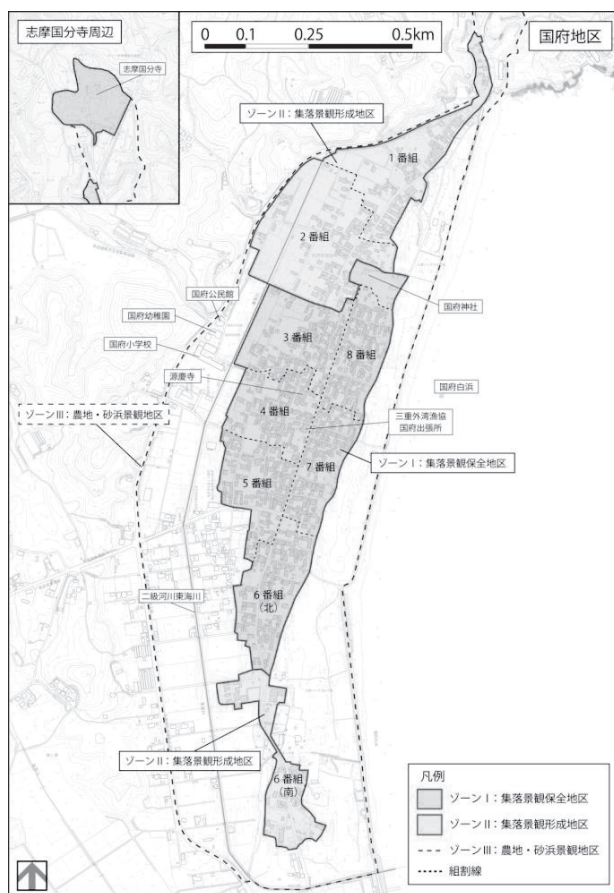


図8 国府地区における重点地区(案)

4-3 景観形成基準(案)の提案

(1) 景観形成基準(案)の提案を行う建築種別の設定

農家型建築物については、「本屋」、「隠居屋」、「納屋」、「蔵」、「風呂」について、建築種別毎の景観形成基準(案)の提案を行う。

社寺型建築物については、調査対象建築物として源慶寺のみを取り上げたが、志摩国分寺や国府神社も含める景観形成基準(案)の提案を行う。

農家型建築物の「その他」と「その他」については、農家型建築物の「風呂」の景観形成基準(案)を参考に、それよりも緩やかな内容となるように景観形成基準(案)の提案を行う。

(2) 景観形成基準(案)における基本基準と推奨基準の設定

景観形成基準(案)には、全ての建築物における共通の基準である「基本基準」と、適用することが望ましい「推奨基準」の2種類を設定する。「基本基準」は第3章で分析した優位性の高い要素等を踏まえた内容を設定し、「推奨基準」は国府地区における建築物の伝統的形態意匠や外構の継承を推奨する内容を設定する。また、景観重要建造物(候補)については原則として「推奨基準」を適用することとする。

(3) 建築種別毎の景観形成基準(案)の設定

ゾーン及び建築種別毎に景観形成基準(案)(基本基準及び推奨基準)を設定する。その際、ゾーンⅢ：農地・砂浜景観地区については、用途が主に農地と砂浜であるため、今後も現状の土地利用を継続し、農地景観や砂浜景観の保全に努め、既存建築物に対してはゾーンⅡ：集落景観形成地区(新集落地区)の景観形成基準(案)を適用することとする。今後は範囲の確定が必要である。

景観形成基準(案)の提案の例として、ゾーンⅠ：集落景観保全地区(旧集落地区)における「本屋」の景観形成基準(案)の内容と景観形成基準(案)を満たす「本屋(妻入り)」のイメージを表13、図9に示す。

5. まとめ

本研究では、現地調査、文献調査、アンケート調査を通して、都市計画法に基づく志摩市都市計画マスタープランの地区構想及び、景観法に基づく志摩市景観計画策定の基礎資料とする為に、志摩市における重要な町並みの一つである国府地区を対象として、建築物の種別・用途・構造・階数・形態意匠・外構(楕垣等)・屋敷構え、景観重要建造物(候補)、隠居慣行等の現状を把握し、町並みの特徴を明らかにした。

以上を踏まえて、国府地区に対する志摩市景観計画における重点地区(案)を提案した。

【謝辞】

本調査研究を進めるにあたり、国府地区の自治会長(当時)の橋爪富春氏および地区住民の皆様、国府地区まちづくり協議会の皆様には、現地調査等において大変にお世話になりました。また、志摩市立図書館、磯部図書室、三重県防災対策部防災企画・地域支援課の奥野真行氏(美し国三重のさきもり)、三重県史編さんグループの石原佳樹氏、三重県埋蔵文化財センターの伊藤裕偉氏には、貴重な資料提供等で大変にお世話になりました。記して感謝を申し上げます。

【参考文献】

- 「志摩地方の住居と屋敷構えに関する考察」, 東京達也, 1987, 学士論文
- 「阿児町のどんぼり」, 伊藤庸一, 1994, 建築とまちづくり

【ゾーンⅠ：集落景観保全地区(旧集落地区)】

表 13 「本屋」における景観形成基準(案)

項目		景観形成基準(案)		
		基本基準	推奨基準	
建築物	規模・配置	高さ	高さは敷地地盤面から12m以下とする。ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ12mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とし、また、12mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。	-
		屋敷構え	屋敷構えは伝統的な配置(敷地に対して中央北寄り)とすることを基本とする。	-
	形態意匠	構造	主体構造は木造を基本とする。やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、その外観が周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮した形態意匠とする。	国府地区における伝統的形態意匠である「中二階」を基本とする。
		屋根	屋根の向きは妻入りもしくは平入り、形式は切妻、寄棟、入母屋のいずれかを基本とする。また色彩、素材は黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とする。なお、困難な場合は、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	国府地区における伝統的形態意匠である「コマ入り」、「出囲い」を基本とする。また、日本瓦葺きにする際は、国府地区における伝統的形態意匠である「本瓦」、「あんだ袖」を用いることを基本とする。なお、景観重要建造物(候補)で平入りのものは現状維持とする。
		軒庇	軒庇の素材は日本瓦葺きを基本とする。なお、困難な場合は、軒庇の色彩を黒・灰色系もしくは茶系とし、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	日本瓦葺きにする際は、国府地区における伝統的形態意匠である「本瓦」、「あんだ袖」を用いることを基本とする。
		開口部・建具	開口部・建具の素材は木製を基本とする。なお、困難な場合は、開口部・建具の色彩を黒・茶系とし、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	-
		外壁	外壁の素材は木材を基本とする。なお、困難な場合は、外壁の色彩を黒・茶系もしくは白・灰色系とし、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	国府地区における伝統的形態意匠である「鍍囲い」を基本とする。
		建築設備	樋	樋の色彩は黒・茶系とし、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。
	設備機器		設備機器(空調室外機・ボイラー等)は道路等の公共空間から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	-
	外構	外構は楨垣を基本とする。また海岸沿いは竹を基本とする。なお、困難な場合は、周囲の歴史的な集落景観との調和に配慮する。	国府地区における伝統的な外構である楨垣大とすることを基本とする。	
敷地地盤面	敷地地盤面は伝統的な地盤面の高さを維持することを基本とする。	-		

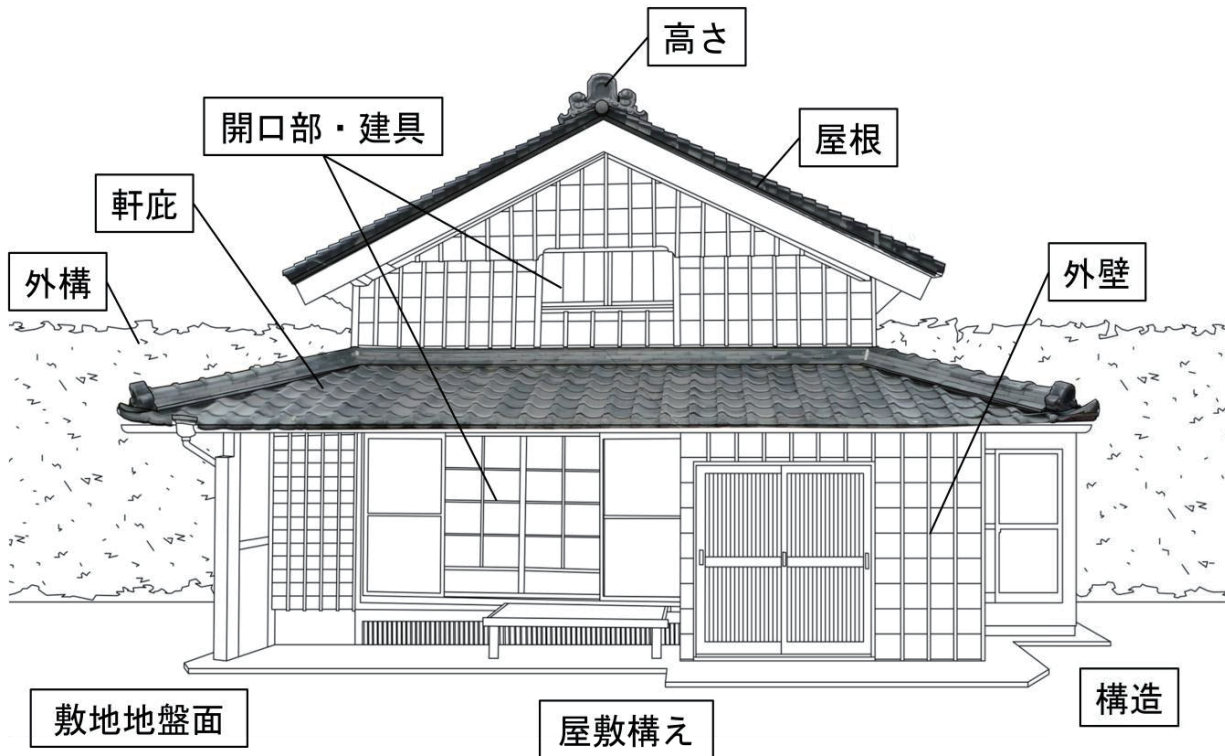


図 9 景観形成基準(案)を満たす「本屋(妻入り)」のイメージ